

## 浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、機械的な動作又は微生物等の働きにより、家庭から発生する生ごみを堆肥化、乾燥化又は減量化することを目的に製造された機器（ディスポーザー型を除く。）をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 家庭用生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）は、家庭から発生した生ごみを自らが処理するために処理機を購入、設置及び使用（以下「補助事業」という。）する者で、次に掲げる要件をすべて備えている者に対して交付する。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 処理機を常に良好な状態で維持管理できる者であること。
- (3) 使用状況についての照会及び立入検査があったときに協力できる者であること。
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) 市税を完納している者であること。
- (6) 再使用品でない処理機を販売業者から購入している者であること。
- (7) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (8) 暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、処理機1台につき、その購入価格の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とし、10,000円を限度とする。処理機の購入価格の範囲については別に定める。

2 補助金の交付は、1世帯につき処理機1台限りとする。

### (補助金の交付申請・請求)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機の購入に係る領収書又はその写し。
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の提出は、申請書に記載すべきこととされている事項及び必要な書類を当該提出

しようとする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術基準に適合するものに限る。）から入力及び添付することをもってこれに代えることができる。

（交付の決定及び条件）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査により補助金の交付が適当であると認めるときは家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（以下「補助金交付決定通知書」という。）（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、処理機購入費の補助目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を取り下げる場合は、家庭用生ごみ処理機購入費補助金取下承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた処理機を第8条第2項に定める期間が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売、貸与又は担保に供し、又は取り壊す場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (6) 第9条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件。

3 市長は、補助金の交付が適当でないときはその理由を付した家庭用生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書（以下「補助金不交付決定通知書」という。）（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第3条第1項第7号及び第8号に該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令をしたときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第5号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第8条 補助金の交付を受けた者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第9条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売、貸与又は担保に供してはならない。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

#### 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所  
氏名 (署名又は記名押印)  
生年月日 年 月 日  
電話番号

家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1 申請内容

購入価格 (消費税及び地方消費税の額を含む)		
補助金交付申請額		
処理機	製造者 (メーカー)	
	型式・品名	
	購入店名称	
世帯人数 (人)		1日平均の生ごみ 処理予定量 (g)

2 支払金口座振替依頼書 ※振込先の口座は、申請者ご本人の口座に限ります。

振込先金融機関名		預金種類及び口座番号	
銀行 信用金庫 労働金庫 農協	本店 本所 支店 営業部 出張所	普通預金 ・ 当座預金	第 号
フリガナ			
口座名義			

3 申請にあたって同意及び誓約していただく事項

同意する場合	内容
<input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第5条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は状況について確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。 (1)次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。) ・暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) ・暴力団員等と密接な関係を有する者 (2)浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第2号様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

浜松市長 印

家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付事業名 浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業
- 2 交付決定番号 \_\_\_\_\_
- 3 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 交付の条件 補助金の交付は次の事項を遵守することを条件とします。

- (1) 補助金は、家庭用生ごみ処理機購入費の補助目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を取り下げる場合は、家庭用生ごみ処理機購入費補助金取下承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた処理機を6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売、貸与又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定により、補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、浜松市補助金交付規則(以下「規則」という。)第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (6) 要綱第7条第2項の規定により、補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件。

No. \_\_\_\_\_

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

（署名又は記名押印）

家庭用生ごみ処理機購入費補助金取下承認申請書

年 月 日付で交付申請をした浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金  
について、補助事業の内容を下記のとおり取り下げたいので、承認願います。

記

- 1 補助事業の中止  
（理由）

第4号様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

浜松市長 印

家庭用生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金  
について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金不交付決定番号 \_\_\_\_\_
- 2 補助金の不交付  
(理由)

第5号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所  
氏名

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付浜松市指令 第 号をもって交付を決定した浜松市家庭用生ごみ処理機購入費補助金について、浜松市補助金交付規則（以下「規則」という。）第17条第1項に基づき取り消すとともに、規則第18条第1項に基づき返還を命じます。

記

1 返還を命ずる額

金	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---

2 交付金額

金 円

3 交付年月日

年 月 日

4 交付決定を取消及び返還を命ずる理由

5 返還の期限

年 月 日

備考

- 規則第18条第1項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- 規則第18条の2第1項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- 補助金返還額が納期日までに納付されないときは、規則第18条の2第4項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。